

### Ⅲ 区長会の最終提案に対する わが組合の判断について

#### 1. 勧告の取扱いについて

特別区人事委員会は、2年連続の一時金の引下げを勧告した。新型コロナウイルス感染症が拡大する中、特別区の職員は、感染に対するリスクを抱えながらも、普段以上の業務を行ってきた。こうした職員の努力に報いるどころか、一時金の引下げを勧告したことについては、不当な勧告と

「一時的」と言及した事は、問題視していく必要がある。特別措置を行わないのであれば、行政系人事制度の改正に伴う職層構成の変化に即した比較方法に変更するべきである。

いずれにせよ、こうした状況を踏まえ、区長会が勧

告どおり実施するとしたことについては、大いに不満である。

#### 2. 業務職給料表について

これまで、長年にわたり、国家公務員の行政職俸給表(一)適用職員には、我われ清掃職場のように多岐にわたる職務内容を行っている職種はなく、単純な比較をもって、特別区の業務職

給料表が高い水準にあるという認識は改めるべきとの主張を繰り返してきた。今賃金確定闘争において、団体交渉の場で「高い水準にあるとの認識」は、示されていない。このことについて



▲11月12日 区長会会長要請

ては、一歩前進と受け止める。

#### 3. 担当技能長について

専門委員会交渉の中で、5つの課題を提示し、このことが、3級職への昇任圧力の緩和につながっていない。また、昇任意欲を失わせ、最低限のルールとして、現場定数とする事と、受験

時に本人の意思確認ができていないこと、3級職への昇任圧力の緩和につながっていない。また、昇任意欲を失わせ、最低限のルールとして、現場定数とする事と、受験

#### 4. 定年引上げに係る人事・給与制度の改正について

区長会は、年収ベースで再任用賃金を上回ることに固執している。今賃金確定

期の最重要課題として訴えてきた我われの要求の重さを理解していない。

#### 5. 再任用職員の職務の級の取り扱いについて

再任用職員の職務の級を60歳前の級と「同等以下」とすることから、「同等を基本」とすることとし、開

現状では、到底納得できなかったが、引き続き、全力的に交渉に臨んでいく。

#### 6. 会計年度任用職員に係る期末手当の支給月数の改定時期について

契約年度内に、不利益変更を行うことは、社会的に問題があることを訴えてきた。結論は来年度に先送りとなったが、検討の姿勢は見えていることから、一定

#### 7. 就職氷河期世代を対象とする採用制度について

各区において、手が挙げられなかったことについて、策と併せて求めていく。は、残念である。引き続き、

コロナ禍における失業者対策と併せて求めていく。

### Ⅳ 最後に(今後の取組について)

10月26日に提出した5

課題・37項目に及ぶ要求項目について、納得できる回答が得られなかったことは不満が残る。

これまで区長会は、行政職俸給表(一)と比較して、特別区の業務職給料表は高い水準にあるとの認識に固執してきたが、今賃金確定闘争の団体交渉の場において、「高い水準」との認識を表明していかない。低い水準という我われの認識とは、温度差はあるが、わずかながら一歩前進と受け止め、新たな要求の展開を広く必要がある。

そのことによる問題を提起し、解決策を提案している。しかし、各区事項となっていては厚く、引き続き、多くの区と専門委員会交渉を行うこと、理解者を増やしていく必要がある。また、各支部との連携が最も重要であり、担当技能長の設置の目的を再度、共通認識を図り、本部・支部が一体となった取り組みを進める必要がある。

担当技能長については、5つの課題を提示し、

定年引上げに係る60歳以降の賃金水準については、多くの組合員に係る最重要課題として、昨年

から準備を進めてきた。当局の年収ベースでの議論には乗らず、あくまでも生活給の基本は月例給であることにこだわり、引き続き、全力で交渉を進めていくこととなる。

不満や課題の残る結果となったが、一定の前進も見られた。これは、各支部・各地連による要請行動をはじめ、組合員の行動が本部交渉と有機的に結びついた結果であると受け止めている。

わが組合は、23区・清掃一組という複数の自治体を貫く単一労働組合という組織形態を選択し、賃金確定闘争を自らの闘いと位置付け、今賃金確定闘争をコロナ禍である

ことに配慮しつつ、組織の総力を挙げて取組んだ。今期賃金確定闘争の到達点は、各地連(総)各支部の闘いを積み上げた結果であり、全組合員の奮闘に対して心から敬意を表するものである。

残された課題の解決、とりわけ、定年延長後の60歳超の賃金水準については、63歳定年制も視野に入れながら、全力で交渉を進めていく。

闘いは継続する。依然として厳しい情勢下ではあるが、引き続き今後の闘いに全力を傾注することを確認して、2021賃金確定闘争の区切りとする。



▲11月15日 第三波総決起集会



▲11月18日 第6回中央委員会



▲11月18日 第4回団体交渉